

成年後見制度利用促進中核機関の設置について

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）」において、市町村は当該区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

このことにより、区では「大田区成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度理解と利用の促進、関係機関との連携により権利擁護支援に取り組む地域連携ネットワークの構築のため、大田区成年後見制度利用促進中核機関を下記のとおり設置したので報告する。

記

1 設置年月日

令和2年4月1日

2 機能

(1) 広報（成年後見制度の周知及び啓発）

(2) 相談（成年後見制度及び権利擁護に係る相談支援）

(3) 利用促進（受任者調整等の支援、社会貢献型後見人等の担い手の育成・活動の促進に関すること）

(4) 後見人支援（親族など成年後見人の支援）

3 体制

成年後見制度利用推進機関である大田区社会福祉協議会おおた成年後見センターが、上記2の機能を果たすための業務を遂行し、区は、確実な業務遂行のための体制と環境を整備する。

4 検討・支援会議の実施

中核機関が有する機能のうち「(2)相談」「(3)利用促進」を強化するため、検討・支援会議を開催する。

(1) 目的

判断能力が低下した方の支援にあたり、権利擁護支援の必要性や本人にとって望ましい支援、制度利用後の経過観察に関して法的根拠や専門的知見から確認・検討する。

(2) 出席者

区、おおた成年後見センター（事務局）、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）、その他案件によりオブザーバーの出席を認める（地域福祉課、地域健康課、障がい者総合サポートセンター職員等）

(3) 開催頻度

月1回程度（第1回目の開催は、令和2年7月開催予定の個人情報保護審議会
で付議・承認後）

5 地域連携ネットワークの構築

中核機関は、地域の多様な主体が権利擁護の視点をもってそれぞれの役割を果たし、相互の連携や協議を通じた支援の充実を図るため、地域連携ネットワークの構築に取り組む。